

A 市公共下水道（B 処理区） 運営事業

公共施設等運営権実施契約書 (例)

本ひな形は、地方公共団体による下水道施設運営等事業の導入に向けた検討に資するため、要求水準書の例を示したものである。

下水道施設運営等事業の対象施設や業務範囲については、個別の事業ごとに様々なものとなることが想定されるが、本ひな形は、モデル都市支援において、作成したものを基に再編集したものである。

令和●年●月●日

A 市

A 市公共下水道（B 処理区）運営事業 公共施設等運営権実施契約書

| | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 事 業 名 | A 市公共下水道（B 処理区）運営事業 |
| 2 | 事業の場所 | C 県 A 市●●●●ほか |
| 3 | 事 業 期 間 | 第 67 条に定めるとおり |
| 4 | 改築に係る業務の費用総額 | ●●●●●●●●円（なお、改築にかかる市の支払いは第 42 条及び第 43 条に定めるところに従う。） |

上記の事業について、市と運営権者は、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な公共施設等運営権実施契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、市は、本事業の実施により、【事業目的：長期間にわたり維持管理と改築を一体的に実施するアセットマネジメントなど民間の活力や創意工夫を活かした効率的な事業運営が実現されることを、運営権者にあっては、公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営（A 市の例）】を期待されていることを、それぞれ十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

所 在 地 A 市●区●●丁目●●番●号

市 名 称 A 市

代 表 者 A 市水道事業及び下水道事業管理者 ●● ●● ㊞

住所又は

所 在 地

運営権者 商号又は
名 称

代 表 者

㊞

目 次

| | | |
|------------|------------------------------|----|
| 第1章 | 総 則 | 7 |
| 第1条 | (目的及び解釈) | 7 |
| 第2条 | (本事業の概要) | 7 |
| 第3条 | (契約の構成及び適用関係) | 7 |
| 第4条 | (資金調達) | 7 |
| 第5条 | (本事業の収入) | 7 |
| 第6条 | (許認可等及び届出等) | 8 |
| 第7条 | (責任の負担) | 8 |
| 第8条 | (運営権者による表明及び保証) | 8 |
| 第2章 | 義務事業の承継等及びその他準備 | 9 |
| 第9条 | (義務事業の承継等) | 9 |
| 第10条 | (本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等) | 10 |
| 第11条 | (運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等) | 10 |
| 第12条 | (協定書の締結等) | 11 |
| 第13条 | (業務実施体制) | 11 |
| 第14条 | (市職員の派遣) | 12 |
| 第3章 | 公共施設等運営権 | 12 |
| 第15条 | (公共施設等運営権の効力発生) | 12 |
| 第16条 | (運営権対価の支払い及び返還) | 12 |
| 第17条 | (運営権対価の支払遅延) | 12 |
| 第4章 | 本事業 | 12 |
| 第18条 | (義務事業の開始条件) | 12 |
| 第19条 | (義務事業の開始遅延) | 13 |
| 第20条 | (義務事業の内容) | 14 |
| 第21条 | (附帯事業) | 15 |
| 第22条 | (任意事業) | 16 |
| 第23条 | (その他) | 16 |
| 第5章 | その他の事業実施条件 | 16 |
| 第24条 | (第三者への委託) | 16 |
| 第25条 | (従事職員) | 17 |
| 第26条 | (保険) | 17 |
| 第27条 | (要求水準の変更等) | 17 |
| 第28条 | (市による新たな施設の建設又は増築) | 17 |
| 第6章 | 計画及び報告 | 18 |
| 第29条 | (全体事業計画書) | 18 |
| 第30条 | (短期事業計画書) | 18 |
| 第31条 | (単年度事業計画書) | 19 |
| 第32条 | (その他の報告・提出義務) | 19 |

| | | |
|---------------|-------------------------------|----|
| 第 7 章 | 改築に係る企画、調整、実施に関する業務等 | 19 |
| 第33条 | (改築計画の作成) | 20 |
| 第34条 | (改築実施基本協定、年度実施協定) | 20 |
| 第35条 | (市による申請等) | 21 |
| 第36条 | (工事の中止) | 21 |
| 第37条 | (工期の変更) | 21 |
| 第38条 | (単年度対象改築業務にかかる増加費用) | 21 |
| 第39条 | (単年度対象改築業務にかかる費用の減少) | 23 |
| 第40条 | (市による検査及び引渡し) | 23 |
| 第41条 | (改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権) | 23 |
| 第42条 | (市による改築に係る業務に要する費用の支払い) | 23 |
| 第43条 | (市の部分払) | 24 |
| 第44条 | (国補助金制度の変更) | 25 |
| 第 8 章 | 利用料金の設定及び収受等 | 25 |
| 第45条 | (利用料金の設定) | 25 |
| 第46条 | (使用料等及び利用料金設定割合の改定) | 26 |
| 第47条 | (利用料金の収受等) | 28 |
| 第 9 章 | リスク分担 | 28 |
| 第48条 | (リスク分担の原則) | 28 |
| 第49条 | (流入水量又は流入水質の変動) | 29 |
| 第50条 | (反対運動及び訴訟等) | 29 |
| 第51条 | (法令等の変更) | 29 |
| 第52条 | (法令等の変更による増加費用・損害の扱い) | 29 |
| 第53条 | (不可抗力の発生) | 30 |
| 第54条 | (不可抗力による増加費用・損害の扱い) | 30 |
| 第55条 | (損害賠償責任) | 31 |
| 第56条 | (第三者に及ぼした損害) | 31 |
| 第 10 章 | 適正な業務の確保 | 32 |
| 第57条 | (運営権者によるセルフモニタリング) | 32 |
| 第58条 | (市及び第三者によるモニタリング) | 33 |
| 第59条 | (要求水準違反違約金) | 33 |
| 第60条 | (運営権の行使の停止) | 33 |
| 第61条 | (BCP の作成等) | 34 |
| 第62条 | (その他必要な措置) | 34 |
| 第 11 章 | 誓約事項 | 34 |
| 第63条 | (運営権者による誓約事項) | 34 |
| 第64条 | (運営権等の処分) | 35 |
| 第65条 | (本議決権株主の異動等) | 36 |
| 第 12 章 | 契約の期間及び期間満了に伴う措置 | 36 |

| | | |
|-------------|---|----|
| 第66条 | (契約の有効期間) | 36 |
| 第67条 | (事業期間) | 36 |
| 第68条 | (事業引継) | 37 |
| 第69条 | (本契約終了による資産の取扱い) | 38 |
| 第70条 | (原状回復費用等) | 39 |
| 第71条 | (瑕疵担保責任) | 40 |
| 第13章 | 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置 | 40 |
| 第72条 | (運営権者の事由による本契約の解除) | 40 |
| 第73条 | (本事業開始日前のその他事由による解除) | 42 |
| 第74条 | (市の任意による解除) | 42 |
| 第75条 | (市の事由による本契約の解除又は終了) | 42 |
| 第76条 | (不可抗力による本契約の終了又は解除) | 43 |
| 第77条 | (特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除) | 43 |
| 第78条 | (合意解除) | 43 |
| 第79条 | (本事業開始日前の解除又は終了の効果) | 43 |
| 第80条 | (本事業開始日後の解除又は終了の効果) | 43 |
| 第81条 | (契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了) | 44 |
| 第82条 | (運営権取消等－運営権者事由解除) | 44 |
| 第83条 | (運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了) | 45 |
| 第84条 | (運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除) | 45 |
| 第85条 | (運営権放棄・取消等及び損害の負担－不可抗力解除) | 46 |
| 第14章 | 知的財産権 | 46 |
| 第86条 | (著作権の帰属等) | 46 |
| 第87条 | (著作権の利用等) | 46 |
| 第88条 | (著作権等の譲渡禁止) | 47 |
| 第89条 | (第三者の有する著作権の侵害防止) | 47 |
| 第90条 | (第三者の知的財産権等の侵害) | 47 |
| 第91条 | (知的財産権) | 47 |
| 第15章 | その他 | 48 |
| 第92条 | (協議会の設置) | 48 |
| 第93条 | (公租公課) | 48 |
| 第94条 | (個人情報の保護) | 48 |
| 第95条 | (情報公開) | 49 |
| 第96条 | (秘密保持義務) | 49 |
| 第97条 | (金融機関等との協議) | 50 |
| 第98条 | (兼業禁止) | 50 |
| 第99条 | (遅延利息) | 50 |

| | |
|------------------------|----|
| 第100条 (管轄裁判所) | 51 |
| 第101条 (その他) | 51 |
| 第102条 (疑義に関する協議) | 51 |

第1章 総 則

(目的及び解釈)

- 第1条 本契約は、市及び運営権者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。
- 2 運営権者は、本事業が公共用水域の水質保全、低炭素型の下水処理、ライフサイクルコストの縮減、経済効率性の向上、地域経済や環境との調和により、持続可能な事業運営を期待されていることを十分に理解し、本事業を遂行する。
- 3 本契約において用いられる語句は、本文中において特に明示されているもの及び文脈上別意に解すべきものを除き、**別紙●**において定められた意味を有するものとする。
- 4 本契約における各条項の見出しあは、参考の便宜のためであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

(本事業の概要)

- 第2条 本事業は、義務事業、附帯事業¹及び任意事業²から構成される。
- 2 運営権者は、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、法令等を遵守し、本事業を自ら遂行しなければならない。

(契約の構成及び適用関係)

- 第3条 本契約は、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類と一体の契約であり、これらはいずれも本契約の一部を構成する。
- 2 前項の基本協定書等の内容について齟齬又は矛盾がある場合には、本契約、基本協定書、募集要項等、要求水準書及び提案書類の順で優先的な効力を有する。但し、提案書類の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて提案書類が要求水準書に優先する。
- 3 第1項の基本協定書等の各書類間で疑義が生じた場合は、市及び運営権者の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定するものとする。

(資金調達)

- 第4条 本事業に要する資金調達は、本契約に別段の規定がある場合を除き、すべて運営権者の責任において行うものとする。

(本事業の収入)

- 第5条 本事業において運営権者が收受する利用料金は、運営権者の収入とする。

1 A市は附帯事業を既存の処理工程に捉われない新たな処理工程を導入し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、収益発生、環境負荷低減等の効用が発揮される事業と定義している。A市が想定する附帯事業の例としては、汚泥処理と一体的に行う消化ガス発電事業や固形燃料化事業などがある。

2 A市は任意事業を本事業用地及び施設において、事業に係る全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業と定義している。A市が想定する任意事業の例としては、太陽光発電事業や風力発電事業、下水道技術の調査研究事業などがある。

(許認可等及び届出等)

第6条 本事業の実施に必要となる一切の許認可等は、運営権者が自らの責任及び費用負担により取得するものとする。また、運営権者が本事業を実施するために必要となる一切の届出及び報告は、運営権者が自らの責任において作成し、提出するものとする。但し、市が許認可等の取得又は届出をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、当該措置について市が運営権者の協力を求めた場合には、運営権者はこれに応じるものとする。

- 2 運営権者は、前項但書に定める場合を除き、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の取得及び維持に関する責任及び損害を負担するものとする。
- 3 市は、運営権者が市に対して書面により要請した場合、運営権者による許認可等の取得及び維持について、法令等の範囲内において必要に応じて協力するものとする。
- 4 運営権者は、本事業の実施に必要な許認可等の取得及び維持に関する書類を作成し、提出したものについては、その写しを保存するものとし、本事業終了日に市に提出するものとする。
- 5 運営権者は、本契約に基づく義務の履行に必要な許認可等の原本を保管し、市の要請があった場合には原本を提示し、又は原本証明付写しを市に提出するものとする。

(責任の負担)

第7条 運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。また、運営権者は、本契約に別段の規定がある場合を除き、本事業の実施に要する費用をすべて負担する。

- 2 運営権者は、本契約において別段の規定のある場合を除き、運営権者の本事業の実施に関する市による承諾、確認若しくは立会又は運営権者からの市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、いかなる本契約上の運営権者の責任をも免れず、当該承諾、確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。

(運営権者による表明及び保証)

第8条 運営権者は、本契約締結日現在において、市に対して次の各号の事実を表明し、保証する。

- (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であること。
- (2) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることとの規定があること。
- (3) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
- (4) 運営権者は、本契約を締結し、履行する完全な能力を有し、本契約上の運営権者の義務は、法的に有効かつ拘束力ある義務であり、運営権者に対して強制執行可能

- であること。
- (5) 運営権者が本契約を締結し、これを履行することにつき、日本国の法令等及び運営権者の定款、取締役会規則その他の社内規則上要求されている授権その他一切の手続を履践していること。
- (6) 運営権者の知る限りにおいて、本事業を実施するために必要な運営権者の能力又は本契約上の義務を履行するために必要な運営権者の能力に重大な悪影響を及ぼしうる訴訟、請求、仲裁又は調査は、運営権者に対して係属しておらず、その見込みもないこと。
- (7) 運営権者の定款の目的が本事業の遂行に限定されていること。
- (8) 本契約の締結及び本契約に基づく義務の履行は、運営権者に対して適用されるすべての法令等に違反せず、運営権者が当事者であり若しくは運営権者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は運営権者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (9) 運営権者は PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号イ、ロ、ニ及びトのいずれにも該当しないこと。
- 2 運営権者は、本事業開始日において、市に対して運営権者の資本金と資本準備金の合計額が●●億円以上³であることを表明し、保証するものとする。

第 2 章 義務事業の承継等及びその他準備

(義務事業の承継等)

- 第 9 条 運営権者は、本事業開始予定日までに、別紙●に記載のとおり、市から、①運営権設定対象施設の引渡及び②運営権者譲渡対象資産の譲渡を完了しなければならない。各引渡等の方法については、別紙●に記載のとおりとし、運営権者譲渡対象資産の譲渡については別紙●の様式に従って物品譲渡契約を締結する。
- 2 運営権者は、提案書類に基づき、前項の引渡等を円滑かつ確実に実施するため、本契約締結後 30 日以内に、義務事業の承継等に関する事業承継計画書を作成し、これを市に提出してその確認を受けなければならない。
- 3 運営権者は、第 1 項に規定する義務事業の承継等の他、本事業開始予定日から確実に本事業が実施できるよう、本事業開始予定日までに、自己の責任において必要な準備を行わなければならない。この場合、市は必要かつ可能な範囲で運営権者に対して協力（市から運営権者に対して第 1 項に定める義務事業の承継及び実施に必要となる行政文書を閲覧させ、貸与し、若しくはその写しを提供することを含むがこれらに限られない。）するものとする。
- 4 本条による義務事業の承継等に要した人件費等その他の費用は各自の負担とし、互いに求償しないものとする。

³ 優先交渉権者の提案に基づき記載する。

(本事業開始前に市が行う運営権設定対象施設の維持管理等)

第10条 市は、本契約締結日から本事業開始日までの間、運営権設定対象施設に関し、自らの費用負担により募集要項等に記載された内容に従った投資及び維持管理のみを行う。また、市は、募集要項等に記載されたもの以外の投資又は維持管理を行おうとする場合には、予め運営権者に通知するものとし、この場合において本事業の実施につき運営権者に増加費用が生じるときには、市及び運営権者は増加費用の負担につき協議する。市は、本事業開始日までに行われる投資又は維持管理の結果、関連資料集の運営権設定対象施設一覧（改築対象）が更新された場合には、これを速やかに運営権者に通知するものとする。

(運営権設定対象施設の瑕疵担保責任等)

第11条 第9条第1項の規定により引き渡された運営権設定対象施設について瑕疵（本事業開始日時点で、当該施設において法令等上又は要求水準上求められる基準を満たさないこととなる物理的な瑕疵であって、募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料及び本契約締結前に優先交渉権者又は運営権者が知り得た情報から合理的に予測することのできないものに限る。なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本項及び第2項において同じ。）が発見された場合、運営権者は、本事業開始日以後6ヶ月以内（但し、市が当該瑕疵に関し工事請負業者その他の第三者に対し、本事業開始日以後6ヶ月超の期間にわたり瑕疵の修補請求権を有する場合には、運営権者が本項に基づき市に対して有する権利については、市が当該第三者に対し有する請求権の存続期間と同一の期間とし、以下本条において「瑕疵担保期間」という。）に市に通知する。かかる通知を行った場合、運営権者は、市に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。なお、運営権設定日以後本事業開始日までの期間に瑕疵が発見された場合も同様とする。

- 2 市は、瑕疵担保期間経過後に運営権設定対象施設について瑕疵が発見された場合、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 3 市は、義務事業の承継等に当たって運営権者に提供された情報等又は募集要項等市が優先交渉権者に開示した資料の情報等に瑕疵（情報の齟齬、矛盾、欠缺、権利の瑕疵を含むがこれらに限られない。）が発見された場合、瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わない。
- 4 前項の規定に加え、募集要項等のうち関連資料集の運営権設定対象施設一覧（改築対象）又はその付属資料が不完全なものであったとしても、これについて市は一切責任を負わない。

【論点】管路の瑕疵担保責任の取扱い

管路を運営権設定対象に含める場合は、管理者（公共）が管路の瑕疵担保責任を負うか、負う場合にほどの程度負うかについて検討が必要となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

瑕疵担保の設定期間は、公募における開示資料の質及び量と密接に関連するため、管理者で用意できる資料の具体を把握したのち、瑕疵担保責任の具体的な議論に入っていくものと想定される。

【論点】表明保証の取扱い

管理者が、主に公募期間中に開示した事項について表明保証を負担するか論点となる。

なお、A市の事例ではB処理場等の施設をC県から移管を受けた直後に公募開始したため、A市側で施設情報等について表明保証を負担できない事情があった。

（検討に必要な情報や準備作業等）

管理者が管理・把握する施設情報の精確性について検討し、管理者が表明保証を負うことができるか否かを検討する必要がある。

表明保証違反が発生した場合の損害賠償の予測と、表明保証を付さないことによる公募意欲の減退の程度を主に考慮することなると想定される。

（協定書の締結等）

第12条 市は、本事業開始日において締結している別紙●記載の協定等について、本事業期間中、これを維持するものとし、当該協定等が義務事業に必要とされなくなった場合及び変更が必要となった場合には、運営権者と協議の上対応するものとする。

【論点】市が維持すべき協定と運営権者に承継させるべき協定

処理場の設置経緯にかかる協定や、管路を運営権設定対象に含める場合には管路敷設に関する協定が想定される。

（検討に必要な情報や準備作業等）

運営事業に関連する協定を洗い出し、その制定経緯を確認した上で、事業の内容に照らして運営事業開始後の協定の取扱いを議論する必要がある。

運営権者にとって過度な負担とならないか、自治体が当事者とならないことにつき協定相手方の納得が得られるか等を考慮することになると想定される。

（業務実施体制）

第13条 運営権者は、本事業期間を通じて、要求水準書に定めるところに従い本事業の実施体制を確保する。

(市職員の派遣)

第14条 運営権者が市職員の派遣を要請した場合には、市及び運営権者は、市職員の派遣に関し協議する。

第3章 公共施設等運営権

(公共施設等運営権の効力発生)

第15条 市及び運営権者は、基本協定書に基づき運営権者に対して設定された運営権が、第18条第1項及び第2項に定める義務事業の開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて満たされたことをもって、その効力が発生することを確認する。かかる効力発生により、当該効力発生時点における運営権設定対象施設の運営等に関する権利及び責任は、本契約で別途定める場合を除き、市から運営権者に移転する。

2 運営権の存続期間については第67条第5項の定めに従う。

(運営権対価の支払い及び返還)

第16条 運営権者は、市に対して、運営権対価前払金を別紙●で定める方法により別紙●で定める期限までに一括して、また、運営権対価分割金を別紙●で定める方法により別紙●で定める期限までに分割で支払う。この場合において、運営権者は、運営権対価に利息を付すことを要しない。

2 市は、本契約で別途定める場合を除き、前項に基づき支払いを完了した運営権対価を返還する義務を負わない。但し、本項の規定は、本契約又は法令等に基づき、市から運営権者に対する損失補償等を行うことを妨げるものではない。

3 第67条第2項に定める合意延長が実施された場合であっても、第1項に定める以外に運営権対価の支払義務は発生しない。

(運営権対価の支払遅延)

第17条 第16条に基づく運営権対価の支払いが前条に定める期日よりも遅延した場合、運営権者は、当該遅延期間に応じ第99条に規定される遅延利息を市に支払わなければならぬ。

第4章 本事業

(義務事業の開始条件)

第18条 運営権者は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。

(1) 運営権者の①定款の原本証明付写し、②商業登記簿謄本、③代表印の印鑑証明書及び④株主名簿の写しの市への提出（いずれも、本契約締結日から10日以内に提出する。）

- (2) 運営権者と金融機関等との間の①融資に関する契約書の写し、②運営権に対する担保設定にかかる契約書の写し、③本契約その他運営権者と市との間で締結された契約に基づく運営権者の権利及び契約上の地位に対する担保権設定に係る契約書の写しの市への提出
- (3) 運営権者の株式に対する担保設定に係る契約書の写しの市への提出
- (4) 第9条に規定する義務事業の承継等の完了
- (5) 第13条に規定する実施体制が確保されていることの市による確認
- (6) 第16条第1項に規定する運営権対価前払金及び支払期限の到来した運営権対価分割金の支払いの完了
- (7) 第24条第1項に規定する契約書の写しの提出
- (8) 第25条第1項に規定する従事職員の一覧表の提出（但し、市が求めた場合に限る。）
- (9) 第26条第2項に規定する保険の付保証明の提出
- (10) 第29条乃至第31条に規定する全体事業計画書、当初5事業年度の短期事業計画書及び当初年度の単年度事業計画書の提出並びに市による確認
- (11) 義務事業の実施に必要な許認可等の充足
- (12) 第61条に規定するBCPの作成及び市による確認
- 2 市は、本事業開始予定日までに、以下の義務事業の開始条件を充足しなければならない。
- (1) 第33条に基づく、市による本事業期間のうち当初5事業年度の改築計画の作成の完了
- (2) 本契約の締結及び履行のために必要な下水道条例の改正の終了
- 3 運営権者は、前二項に定める開始条件のいずれか1つでも充足されない場合又は運営権者に本契約上の義務不履行がある場合には、義務事業を開始することができないものとする。但し、当該開始条件のいずれかが充足されない場合であっても、市が認めた場合（前項に定める開始条件が充足されない場合においては、運営権者が要請し、市が認めた場合に限る。）には、運営権者は、義務事業を開始することができる。
- 4 運営権者は、運営権者に本契約上の義務不履行がない場合であって、第1項及び第2項に定める開始条件（第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）がすべて充足された時点を本事業開始日として、同日より義務事業を実施する。但し、各条件が本事業開始予定日以前に充足された場合には、本事業開始予定日をもって本事業開始日とする。

（義務事業の開始遅延）

第19条 運営権者は、前条第3項に定める義務事業を開始することができない場合を除き、市がPFI法第21条第1項に基づき指定する本事業開始予定日までに、前条第1項に規定する開始条件（同条第3項但書により市が充足しないことを認めた条件を除く。）をすべて充足させ、義務事業を開始しなければならない。

2 運営権者は、本事業開始日が本事業開始予定日よりも遅延することが見込まれる場合

には、速やかに当該遅延の原因及びその対応方針を市に通知し、本事業開始予定日の延長を申請しなければならない。この場合、市は、正当な理由があると認めるときは、PFI法第21条第2項に基づき本事業開始予定日を延長することができる。

- 3 運営権者は、前項に規定する対応方針において、義務事業の可及的速やかな開始に向けての対策及び想定される本事業開始日までの予定を明らかにしなければならない。
- 4 運営権者の責めに帰すべき事由により本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延し、市に増加費用又は損害が発生した場合、市はその増加費用及び損害額の支払いを運営権者に請求することができる。
- 5 市の責めに帰すべき事由によって本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延し、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。
- 6 法令等の変更又は不可抗力により、本事業開始日が当初の本事業開始予定日よりも遅延した場合の措置については、第51条乃至第54条の規定に従う。

(義務事業の内容)

第20条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、以下の義務事業を実施するものとする。

(1) 経営に係る業務

- (ア) 事業計画書の作成、実施体制の確保、財務管理、内部統制、情報公開
- (イ) 委託等
- (ウ) 利用料金の収受
- (エ) モニタリング
- (オ) 危機管理及び技術管理
- (カ) 環境対策及び地域貢献

(2) 改築に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 更新
- (イ) 長寿命化
- (ウ) 附設⁴

(3) 維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務

- (ア) 修繕
- (イ) 維持

【論点】管路増設の取扱い

改築の内容として、新たな管路の敷設（増設）を含むことが考えられる。

もっとも、管路の敷設（増設）は政策的な判断も必要となるため、公共の一定の関与も必要となる。

(検討に必要な情報や準備作業等)

⁴ A市は「附設」を「附帯事業の実施に必要な設備を導入すること」と定義している。

管路の敷設（増設）として具体的に今後考えられる事象、及び、自治体の関与の程度を検討した上で、そもそも運営権者の業務に含めるか否か、含める場合には運営権者と自治体の役割分担や要求水準における規定方法について検討していくことが想定される。

（附帯事業）

第21条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、附帯事業を実施するものとする。

2 附設設備の附設は、改築に係る企画、調整、実施に関する業務として実施し、附設が完了した附設設備について、運営権者はその所有権を市に移転しなければならない。⁵

【論点】汚泥の有効利用の取扱い

運営事業の目的の一つとして汚泥の有効利用の推進を掲げる場合、当該有効活用事業を運営権者の業務にどう位置づけるか検討を要する。

具体的に自治体が想定する利活用の方策が確定している場合は、当該利活用を「義務」として記載することが考えられる。一方、運営権者の意思を尊重して、自治体は最低限の要件しか定めないならば、「附帯事業」として運営権者に提案を求めた上で提案内容を義務化するという取扱いにすることが考えられる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

自治体の想定する利活用の内容を検討し、ある程度の具体性をもって確定させた上で、運営権者にこれを求ることで運営権者の財務・経営にどのような影響が生じるか精査する必要がある。

【論点】雨水処理の取扱い及び費用の確定

分流式下水道のコンセッション契約において下水処理を運営権者に委託するにあたっては、雨水処理も同様に委託することが効率性の観点から望ましい。しかし、雨水処理施設は利用者から料金を徴収する施設ではないため、これをコンセッション事業に含める場合には当該雨水処理事業の取扱いが論点となる。

また、雨水処理にかかる費用負担についても、雨水処理が公費により行われることに鑑みると、雨水処理費用は管理者が負担することとなるが、その負担金額の確定方法が論点となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

雨水処理をコンセッション事業に含める場合の法的位置づけについては、国を含めた検討が必要になると想定される。

また、雨水処理にかかる費用については、現状の費用算出方法を整理した上で、かかる方法をコンセッション後に民間事業者に適用することの妥当性について検討が必要となる。

⁵ 汚泥の有効利用に関する提案がなされた場合には、市から運営権者への汚泥の無償譲渡に関する規定の追加その他必要な修正を加える予定です。

(任意事業)

第22条 運営権者は、本事業期間中、本契約、募集要項等、要求水準書及び提案書類に従い、任意事業を実施することができる。

- 2 運営権者が任意事業を実施する場合、運営権者は市との間で、任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設について、本事業開始日以降、任意事業を開始する時点までに、別紙●の様式による公有財産賃貸借契約を締結しなければならない。
- 3 任意事業のために利用する本事業用地及び運営権設定対象施設に関し、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要となった場合には、市が必要な手続を行う。この場合において、対応する補助金の返還が必要となった場合には、運営権者は、当該返還額相当額を市に支払わなければならない。

(その他)

第23条 本事業開始後に市が運営権設定対象施設について公益上の判断により実施する工事については、市が費用を負担する。当該工事のうち、運営権者の業務に調整が必要となる工事について、市は、運営権者と協議の上、実施するものとする。

- 2 運営権者は、募集要項等に従い、市による公有財産の貸付け又は使用許可等の手続を経て併置（自主改善）⁶を行うことができる。

第5章 その他の事業実施条件

(第三者への委託)

第24条 運営権者は、本事業期間中、要求水準書に定めるところに従い、本事業にかかる業務（委託禁止業務を除く。以下本条において同じ。）について、対象業務を市に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。

- 2 運営権者から本事業にかかる業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、運営権者は、当該再委託又は下請負が、運営権者が当該受託者に委託し又は当該請負者に請け負わせた業務の全部又は大部分について行われる場合には、要求水準に従って市に事前に

⁶ A市は「併置（自主改善）」を「運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入すること」と定義している。

通知しなければならず、これら以外の再委託又は下請負については、要求水準に従って事後速やかに市に報告しなければならない。

- 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他本事業にかかる業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

(従事職員)

第 25 条 運営権者は、本事業開始予定日までに、義務事業及び附帯事業の各業務に配置する従事職員について、一覧表を作成し、かつ、備え置くとともに、市が求めた場合には、速やかに当該一覧表を市に提出しなければならない。また、従事職員の変更がある場合は、都度、一覧表を修正しなければならない。

- 2 運営権者は、自らの責任と費用負担において、従事職員の労働安全衛生管理を行う。
- 3 市は、従事職員が適当でないと認めた場合は、運営権者に対して交代を請求することができる。この場合、運営権者はかかる請求に対して誠実に対応しなければならない。

(保険)

第 26 条 運営権者は、本事業期間中を通じて、自己の責任及び費用において、別紙●に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。但し、運営権者は、市が事前に承諾した場合には、保険の付保に代わる措置を取ることができる。

- 2 運営権者は、前項の規定により保険契約を締結（又は従来の契約を継続）したときは、本事業開始予定日までに、その保険証券の写しその他付保を証明する書面を市に提出しなければならない。以後、当該保険契約の継続、更新、更改、新たな締結があった場合も同様とする。

(要求水準の変更等)

第 27 条 市は、法令等の変更により要求水準の内容が変更された場合には、これを運営権者に対して通知し、運営権者はこれを遵守するものとする。但し、特定法令等変更又は特定条例等変更による場合は、第 37 条、第 38 条、第 51 条及び第 52 条の規定に従うものとする。

(市による新たな施設の建設又は増築)

第 28 条 市は、公共下水道にかかる新たな施設の建設又は増築（排水区域の拡張に伴う水処理系列の増築を含むが、これに限られない。）を運営権者と協議の上で実施することができる。この場合において、180 日以内に当該協議が合意に至らなかった場合には、市は、市の決定に従って、当該施設の建設又は増築に伴う要求水準の変更内容を指定するとともに、当該施設の建設又は増築を行うものとする。

第6章 計画及び報告

(全体事業計画書)

第29条 運営権者は、本事業開始予定日の30日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、要求水準書に定める項目を含む、本事業開始予定日から運営権設定日から●年【事業期間】年を経過する日が属する事業年度の末日までの期間についての本事業についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。運営権者は、全体事業計画書を作成するに当たっては、基本的に要求水準書に定める事項の範囲で運営権者が提案書類において本事業の実施に関して提案した内容に準拠するものとする。

- 2 運営権者が、本事業期間中、全体事業計画書の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 3 運営権者は、本事業期間中、全体事業計画書に記載された内容に従い本事業を実施するよう最大限努力するものとする。
- 4 運営権者は、全体事業計画書又はその変更について市の確認を得た後、速やかに当該全体事業計画書又はその変更についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 5 本事業期間が、第1項に基づき市の確認を得た全体事業計画書の対象期間を超える場合、運営権者は、当該対象期間の最終日を含む事業年度の開始日の30日前までに、要求水準書に定める項目を含む、当該事業年度の開始日から本事業終了日までの期間についての本事業全体についての全体事業計画書を作成し、市に提出してその確認を得るものとする。この場合、当該全体事業計画書の変更、事業実施及び公表については、前三項の規定に準ずるものとする。

(短期事業計画書)

第30条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての本事業にかかる短期事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の翌5事業年度についての本事業にかかる短期事業計画書を、当該5事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、短期事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、短期事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該短期事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について

の公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、次条に基づき当該短期事業計画書の対象期間に係る単年度事業計画書が公表されている期間、公表を維持しなければならない。

(単年度事業計画書)

第31条 運営権者は、本事業期間中、本事業開始予定日を含む事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を本事業開始予定日の30日前までに、それ以降の各事業年度についての本事業にかかる単年度事業計画書を、当該事業年度開始日の30日前までに作成の上、市に提出してその確認を得るものとする。

- 2 運営権者は、本事業期間中、単年度事業計画書に従い、適正に本事業を実施しなければならない。
- 3 運営権者は、単年度事業計画書の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ市の確認を得るものとする。
- 4 運営権者は、単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）について市の確認を得た後、速やかに当該単年度事業計画書（変更した場合には変更後の計画書）についての公表事項を運営権者のホームページ上で公表し、公表日を含む事業年度から5事業年度目（当該事業年度を含む。）までの期間、公表を維持しなければならない。

(その他の報告・提出義務)

第32条 運営権者は、本事業期間中、募集要項等及び要求水準書に定める事項並びに本事業に關し市が必要と認めて（固定資産台帳の整理等のため必要があるときを含む。）報告を求めた事項及び提出を求めた書類について、募集要項等及び要求水準書に定める期限までに（報告又は提出の期限が定められていない場合に遅滞なく）市に報告又は提出しなければならない。

第7章 改築に係る企画、調整、実施に関する業務等

【論点】改築更新プロセスの考え方

下水道事業における改築業務は補助金の対象となる。運営権開始後も補助金申請主体は市であり、会計検査院の受検主体も市である。そのため、改築更新プロセスの設計にあたっては、運営権者の裁量に配慮しつつも、市が一定の関与をしなければならない。

(検討に必要な情報や準備作業等)

まず、現状の改築更新プロセスを整理した上で、運営権実施後に運営権者の改築更新業務をどのように組み込むか検討が必要となる。

その際、補助金交付スケジュールに意識しながら、各行為の期限を決めていくことが重要となる。

(改築計画の作成)

第33条 市及び運営権者は、本事業開始予定日を含む事業年度から5事業年度目まで（当該事業年度を含む。）の期間についての改築計画を市が作成したこと、市が、当該改築計画につき、基本協定書の締結後に優先交渉権者構成員との間で協議及び調整を行ったこと、並びに当該改築計画が第3項の条件を満たした内容になっていることを確認する。

- 2 運営権者は、前項に定める期間以降の翌5事業年度についての改築計画を、市及び運営権者の間で協議及び調整のうえ、当該5事業年度開始予定日の前々事業年度の2月末日までに策定するものとし、以降も同様とする。なお、当該改築計画に国補助金の対象外となる運営権設定対象施設の改築を含める場合には、運営権者は予め市に申し入れを行うものとし、市は、運営権者と協議のうえ、当該改築の可否及び実施条件を決定する（以下、かかる改築業務を「補助金対象外改築業務」という。）。
- 3 市及び運営権者は、前項に基づき改築計画を作成する場合には、市及び運営権者が別途合意した場合を除き、当該改築計画に基づき行われる改築に係る業務に要する費用の総額を、当該改築計画の対象となる5事業年度にかかる改築に係る業務に要する費用の総額として提案書類に記載された金額以内の額としなければならない。

(改築実施基本協定、年度実施協定)

第34条 運営権者は、改築計画が策定された場合、当該改築計画の対象期間に運営権者が実施する予定の運営権設定対象施設の改築について、当該期間に属する最初の事業年度の4月20日まで（但し、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で、別紙●の様式による改築実施基本協定を締結する。改築実施基本協定には、当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額及び当該対象期間中の各事業年度に実施される予定の単年度対象改築業務に要する費用を規定するものとし、改築実施基本協定に規定される当該対象期間中に実施される予定の改築に係る業務に要する費用の総額は、当該費用の総額として改築計画に記載された額以内の額としなければならない。

- 2 運営権者は、各事業年度の単年度対象改築業務について、その内容を市と協議及び調整の上、当該事業年度の4月20日まで（但し、当該事業年度の4月15日までに改築にかかる国補助金にかかる国の予算の配分がなされない場合には、市が別途定める日まで）に、市との間で別紙●の様式による年度実施協定を締結する。かかる年度実施協定において定める単年度対象改築業務に要する費用（但し、前事業年度以前の事業年度において国補助金の交付決定を受けた単年度対象改築業務に要する費用を除く。）は、当該事業年度を期間として含む改築実施基本協定に定める当該事業年度の改築に係る業務に要する費用の金額を上限としなければならない。但し、本契約に従って年度実施協定を変更する場合はこの限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、年度実施協定の対象となる事業年度における、改築にかかる国補助金の要望額に対して国の予算の配分額が相違する場合においては、年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用は、当該国の予算の配分額をもとに算出さ

れた額とする。この場合において、市は、改築計画及び改築実施基本協定の内容にかかわらず、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に規定する単年度対象改築業務の内容を、国補助金にかかる国の予算の配分額に合わせた内容とするものとし、運営権者は、これに異議を述べない。

- 4 改築実施基本協定及び年度実施協定は、本契約の一部を構成し、運営権者は、本契約第35条乃至第44条並びに改築実施基本協定及び年度実施協定の規定に従って、単年度対象改築業務を実施しなければならない。
- 5 市と運営権者は、補助金対象外改築業務の実施に起因して市に損害が発生する場合には、当該損害の補償について協議を行う。

(市による申請等)

第35条 運営権設定対象施設の改築工事に当たって市が関係機関への申請、報告又は届出等を必要とする場合、運営権者は、書類作成及び手続き等について、運営権設定対象施設の改築にかかるスケジュールに支障のない時期に実施できるように協力する。

(工事の中止)

第36条 市は、必要があると認める場合、運営権者に対し、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の中止の内容及び理由を通知した上で、当該工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

(工期の変更)

第37条 運営権者は、単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築について、年度実施協定に定められた完成期限（本条において以下「工期」という。）の変更の必要性又はそのおそれが明らかになった場合、直ちに市に報告する。

- 2 運営権者が特定法令等変更、特定条例等変更又は不可抗力により工期を遵守できないことを理由として工期の変更を請求した場合、市及び運営権者は、協議により新しい工期を定めるものとする。
- 3 前項の協議が整わない場合、市は、新しい工期を合理的に定めるものとし、運営権者はこれに従わなければならない。
- 4 工期の変更により単年度対象改築業務に生じた増加費用及び損害の負担については、第38条に定めるところに従う。

(単年度対象改築業務にかかる増加費用)

第38条 年度実施協定の締結後に当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合又はそのおそれが明らかになった場合、運営権者は、直ちに市に報告する。

- 2 年度実施協定の締結後に、基本設計段階では予見できなかった事由による現場条件の変更に起因する理由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、改築実施基本協

定及び当該年度実施協定に規定された単年度対象改築業務の内容の変更につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

- 3 年度実施協定の締結後に、市の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、市は、運営権者と協議のうえ、当該年度実施協定に定める単年度対象改築業務に要する費用を増額変更するとともに、当該増加費用及び損害相当額を、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 4 年度実施協定の締結後に、不可抗力により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める場合（但し、同項第8号は除く。）を除き、当該増加費用及び損害の負担について前項の規定を適用する。
- 5 年度実施協定の締結後に、物価の著しい上昇により単年度対象改築業務にかかる費用が著しく増加した場合には、A市建設工事執行規則（令和●年A市規則第●号）第●条を準用し、市は、当該規定に基づき市が負担する金額について、年度実施協定に基づく当該単年度対象改築業務に係る費用の支払期限までに運営権者に支払う。
- 6 年度実施協定の締結後に、運営権者の責めに帰すべき事由により当該年度実施協定に基づく単年度対象改築業務について運営権者に増加費用及び損害が生じた場合、当該増加費用及び損害は運営権者が負担する。
- 7 第2項乃至第6項に定める場合及び第50条に定める場合以外の場合であって、単年度対象改築業務に関連して運営権者に増加費用若しくは損害が生じた場合（別途の改築にかかる工事が必要となった場合を含む。）、市は、運営権者と協議のうえ、単年度対象改築業務の見直し並びに運営権者の増加費用及び損害の負担につき決定し、当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

【論点】改築更新に要する費用が上下した場合の処理

改築更新にかかる補助金申請は、計画値をベースに行われるため、実際の費用が計画時の費用と一致しない場合には、当該乖離分の負担（返還）が問題となる。

A市の事業では、当該乖離が発生した原因ごとに取扱いを区別しており、たとえば運営権者の責めに帰すべき事由で費用が計画よりも増加した場合には、増加分は全て運営権者が負担するものと整理している。

（検討に必要な情報や準備作業等）

まず、市内部の規則において、いわゆる建設工事における費用が乖離した場合の取扱いをどのようにしているかを確認する。

その上で、従来の取扱いではカバーできない事象について費用分担を検討することとなる。

(単年度対象改築業務にかかる費用の減少)

第39条 理由のいかんを問わず、単年度対象改築業務に要する費用が年度実施協定に定める費用を下回る場合には、市は、運営権者と協議のうえ、当該差額相当額をもって行う改築に係る業務を決定し、必要に応じて当該決定に従って改築実施基本協定及び当該年度実施協定を変更するものとし、運営権者はこれに異議を述べない。

(市による検査及び引渡し)

第40条 運営権者は、改築にかかる工事を完成したときは、工事完成届によりその旨を市に通知しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に運営権者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該改築にかかる工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、当該改築にかかる工事の目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。
- 4 市は、第 2 項の検査によって改築にかかる工事の完成を確認した後、完成工作物引渡書により運営権者が当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該改築にかかる工事の目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 運営権者は、改築にかかる工事が第 2 項の検査に合格しないときは、工事手直し指示書の定めるところにより、直ちに修補して市の検査を受けなければならない。
- 6 第 1 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「改築にかかる工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「工事完成届」とあるのは「工事手直し完了届」と、「改築にかかる工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

(改築工事の目的物にかかる公共施設等運営権)

第41条 単年度対象改築業務として実施する運営権設定対象施設の改築にかかる工事の目的物は、第 40 条に基づく市への引渡しをもって市の所有に属し、当然に運営権の対象となる。運営権者は、市が指示した場合には、自らの費用負担により、PFI 法第 27 条に基づく公共施設等運営権の登録に関連する手続を行うものとし、市はこれに協力する。

(市による改築に係る業務に要する費用の支払い)

第42条 運営権者は、年度実施協定に定める改築に係る業務に要する費用の 10 分の 9 相当額を、市に代わって支払うものとする。

- 2 運営権者は、いずれかの改築に係る業務について第 40 条第 2 項（同条第 6 項の規定により適用される場合を含む。第 4 項において同じ。）の検査に合格したときは、年度実施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の●【改築更新に係る費用のうち、市が負担する割合を記入】相当額の支払いを市に対して請求することができる。
- 3 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に年度実

施協定に定める当該改築に係る業務に要する費用の 10 分の●【改築更新に係る費用のうち、市が負担する割合を記入】相当額を支払わなければならない。

- 4 市がその責めに帰すべき事由により第 40 条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 5 年度実施協定において完成期限が当該事業年度中とされていた改築に係る業務につき、当該事業年度中に完成することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の 12 月 15 日までに市に提出する。
- 6 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は当該補助金対象外改築業務に要する費用の全額を自ら負担し、第 2 項に基づく支払いを市に請求することはできない。

【論点】改築業務における財源と運営権者が負担すべき金額（割合）の決定

改築に係る建設改良費の財源は国費、地方債、受益者負担金等により賄われており、コンセッション方式による事業を実施した場合においても、改築業務にかかる費用は運営権者が全額負担せず、市も一定の負担を行うこととなる。

すなわち、運営権者が負担すべき割合の設定が論点となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

A 市の事業における運営権者が利用料金で負担する割合は 10 分の 1 としたが、他都市でコンセッション導入を検討する場合には、各都市の改築更新に係る財源構成や使用料等の充当割合を検討して設定する必要がある。したがって、まず改築業務における財源構成を検討した上で、運営権者の収支シミュレーション等を参考に、適切な負担割合を検討していく必要がある。

（市の部分払）

第 43 条 運営権者は、いずれかの事業年度における、複数事業年度にわたる改築に係る業務の進捗が当該事業年度に係る年度実施協定に規定された出来高以上である場合、当該出来高に対応する費用として当該年度実施協定に規定される額について、次項から第 5 項までに定めるところにより、その 10 分の●【改築更新に係る費用のうち、市が負担する割合を記入】相当額（以下「部分払対象額」という。）の支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。

- 2 運営権者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、運営権者の立会い

の上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を運営権者に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を運営権者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、運営権者の負担とする。
- 5 運営権者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払対象額を支払わなければならない。
- 6 改築に係る業務の進捗が年度実施協定に規定された当該事業年度における当該改築に係る業務の出来高に達することが見込まれない場合、運営権者は、当該改築に係る業務に関し繰越調書を作成の上、当該事業年度の12月15日までに市に提出する。
- 7 前各項の規定にかかわらず、補助金対象外改築業務が運営権者の責めに帰すべき事由により行われる場合には、運営権者は、当該補助金対象外改築業務に要する費用について、部分払を請求することはできない。

(国補助金制度の変更)

第44条 国補助金制度が変更される場合においては、市と運営権者は、協議の上本契約の継続等に向けた措置を講ずる。

第8章 利用料金の設定及び収受等

(利用料金の設定)

第45条 運営権者は、本事業期間にわたり、本契約、募集要項、要求水準書及び提案書類並びに下水道条例その他関連する法令等に従い、使用者から利用料金を収受する。利用料金は、使用料等に、利用料金設定割合を乗じて算出される。

【論点】利用料金の設定

運営権者が収受すべき利用料金の決定に際しては、当該コンセッションが事業の全部（管路施設も含む。）なのか、一部（例：処理場のみ）なのかによって変わる。前者であれば利用者の支払う料金は原則として全額運営権者が収受することになるが、後者であれば残部の事業運営のため市も一定割合の料金を徴収しなければならない。

他方、事業の全部を運営権事業とする場合でも、A市の事業のように運営権者が担当する処理区が一処理区に過ぎないときは、運営権者の料金設定権を自由とすると他の処理区との料金均一性が崩れる。したがって、料金均一性の観点から料金設定権へ一定の制約を加えることの要否の検討が必要となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

まず、運営権事業の範囲を確定する。

A市の事業と同様、運営権者と市で利用者の支払う料金を分ける場合、その設定割合の決定が重要となる。運営権事業を行う場合に必要なコストを試算し、運営権者が望む利益水準も意識した上で設定割合を決定することとなる。

(使用料等及び利用料金設定割合の改定)

第46条 本契約締結日以降本事業開始日までの間に市が使用料等を改定する場合、市は、運営権者が收受することができる利用料金の見込総額が市が募集要項等において示した額と変わらない額となるよう、利用料金設定割合を改定するものとする。

- 2 市は、前項に定める場合のほか、下水道条例に従って使用料等の改定の必要性を計画的に検討し、必要に応じて使用料等を改定することができる。
- 3 市は、前項に基づく検討を行う場合、予め運営権者にその旨を通知し、運営権者の意見を聴取する。
- 4 運営権者は、令和●年度、令和●年度及び令和●年度の各年度において、使用料等及び利用料金設定割合の改定を市に対し提案することができる。この場合、市及び運営権者は、当該時点での国内及び市域の経済動向、市の下水道事業会計の財政状況等を勘案しつつ、提案の合理性及び妥当性を評価し、適切に協議を行う。
- 5 市は、第2項又は第4項に基づく使用料等の改定に際して、運営権者と協議の上、利用料金設定割合の改定を行う。
- 6 市及び運営権者は、前項に基づく利用料金設定割合の改定を行うにあたっては、本利用料金構成内容（義務事業及び附帯事業の実施に必要な経費を含むものとする。）をもとに協議を行う。
- 7 前各項の規定にかかわらず、以下に定める期間に、義務事業及び附帯事業にかかる事業環境が著しく変化する場合として以下に列挙する事象が発生し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼした場合、臨時的に市及び運営権者は、利用料金設定割合の改定についての協議を行うことができる。かかる協議を行う場合、市及び運営権者は利用料金設定割合の改定について誠実に協議を行う。

- (1) 直近事業年度（当該時点において終了していない事業年度を含まない。以下本号において同じ。）、直近2事業年度又は直近3事業年度の間に、急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、当該期間に運営権者が收受する利用料金の合計額が、市が募集要項等において示した当該期間の利用料金見込額の合計額から●%【割合を記載】以上増減し、更に継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合（但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近事業年度、直近●事業年度及び直近●事業年度には、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた事業年度及び当該事業年度以前の各事業年度は含まれない。）
- (2) 当該時点が属する月の前月における●Dが公表する●●指数が、直近●年以内の任意の月における●●が公表する●●指数から●%【割合を記載】以上増減し、

- 更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近●年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）
- (3) 当該時点が属する月の前月における●●が公表する●●指数が、直近●年以内の任意の月における●●が公表する●●指数から●%【割合を記載】以上増減し、更に継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合（但し、過去において本号に基づき利用料金設定割合が改定された実績がある場合には、上記の直近●年以内の任意の月は、本号に基づく直近の利用料金設定割合の改定が行われた月の翌月以降の任意の月とする。）
- 8 前各項の規定にかかわらず、法令等の変更又は市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により運営権者が負担する費用が著しく増減する場合として以下に例挙する場合、市と運営権者は利用料金設定割合の改定について協議を行うことができる。
- (1) 法令等の変更が要求水準に影響し、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (2) 義務事業又は附帯事業に直接関係する税制等の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- (3) 市側の事由による義務事業又は附帯事業の内容の変更により、運営権者が負担する費用が著しく増減する場合
- 9 前各項の規定にかかわらず、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、利用料金設定割合の改定について運営権者に協議を申し入れることができる。この場合において、2ヶ月以内に当該協議が同意に至らなかった場合には、市の決定に従って利用料金設定割合が改定されるものとする。

【論点】利用料金改定リスク

一定のリスク事象が発生した場合に、運営権者は当該リスク事象によって発生した費用を料金に転嫁することができるか論点となる。

転嫁できる（料金設定を変更することができる）場合には、そのプロセスについても論点となる。

A 市の事業の場合、料金改定（設定割合の変更）ができる事由を例挙し、当該事由がある場合には「協議」ができるものとした。具体的な設定割合変更幅は協議によって決まる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

想定されるリスク事象がA市の事業で例挙した以外に想定されるか整理が必要となる。

その後、各リスクが発生した場合の取扱いを検討し、運営権者による転嫁を認める場合には、当該事由が発生した場合に料金が変更されるプロセスを決定する必要がある。

事業者の参画意欲を高めるためには一定の機械的な方法で料金が改定されることが望ましいが、そのような設計が現実的かどうかも検討する必要がある。

(利用料金の収受等)

第 47 条 運営権者は、市との間で締結する別紙●の様式による利用料金収受代行業務委託契約に基づき、利用料金収受代行業務を市に委託し、市は、当該委託に基づき、市が使用者から収受する使用料及び水道料金と併せて利用料金の収受を行う。

2 市は、収受した利用料金を、第 59 条に定める要求水準違反違約金、第 81 条第 2 項に定める契約解除違約金及び支払期限の到来した運営権対価の未払金に充当することができる。

【論点】利用料金の収受方法

下水道料金は水道料金と一体徴収されているため、利用者利便の観点から、運営権設定後も一体徴収されることが望ましい。そのためには、運営権者が自治体に料金徴収を委託し、自治体が水道料金・下水道使用料（あれば）と一緒に下水道利用料金も徴収することとなる。

その際、委託する内容や代行収受した料金に担保的機能を持たせるかどうかが論点となる。

(検討に必要な情報や準備作業等)

コンセッション導入を検討している自治体が外部委託している代行業者との委託契約を、そのまま運営権者から自治体が受託する内容としてよいか検討をする。自治体が受託者となる場合に、自治体にとって過剰な負担となる条項（一方的に解約できる、求めに応じて報告する、定例会議を行う等）の有無を確認し、適切な内容に修正する必要がある。

また、スキーム全体をふまえ、自治体が代行徴収した下水道利用料金を、契約解除時の違約金やモニタリング違反の場合のペナルティ等に充当すべきかどうか検討が求められる。

第 9 章 リスク分担

(リスク分担の原則)

第 48 条 市は、本契約で別途定める場合を除き、運営権者による本事業の実施に対して、何らの対価を支払う義務も負わない。

2 次項その他本契約で別途定める場合を除き、運営権者はその責任で本事業を実施するものとし、本事業において運営権者に生じた収入の減少、費用の増加、その他損害・損失の発生については、すべて運営権者が負担し、市はこれについて何らの責任も負担しない。

3 第 38 条その他本契約で別途定める場合を除き、本事業を除く市による下水道事業の実施に関して市の故意又は重大な過失（なお、法令等の変更自体はこれに該当しない。）により運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、両者合意の上で第 67 条第 2

項に定める合意延長とする方法又は市による補償金の支払いのいずれか又は双方により、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(流入水量又は流入水質の変動)

第 49 条 本処理区における運営権設定対象施設への流入水量が、要求水準書で設定した範囲を超えて著しく変動した場合であって、かかる変動に起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者との間で協議を行う。

2 本処理区における運営権設定対象施設への流入水質が要求水準書で設定した基準を概ね 1 ヶ月にわたり継続的に満たさない場合であって、これに起因して維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務に要する費用が著しく増減した場合、かかる費用の増減部分の負担について、市と運営権者との間で協議を行う。

(反対運動及び訴訟等)

第 50 条 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、事業期間の変更、本事業の中止・延期及び運営権設定対象施設の物理的破損等が発生した場合であって、かかる事象に起因して運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市は、当該増加費用又は損害について補償するものとする。

(法令等の変更)

第 51 条 運営権者は、本契約締結日以降の法令等の変更（特定法令等変更を含むが、これに限られない。）により本事業の実施が困難となった場合、その内容の詳細を直ちに市に対して通知しなければならない。

2 前項の場合において、市は運営権者に対し、法令等の変更による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は法令等の変更により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。但し、運営権者及び市は、当該法令等の変更の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 市が運営権者から第 1 項の通知を受領した場合、市及び運営権者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本契約及び要求水準の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず変更された法令等の公布日から 60 日以内に本契約又は要求水準の変更について合意が成立しない場合は、市が法令等の変更に対する対応方法を運営権者に対して通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。

(法令等の変更による増加費用・損害の扱い)

第 52 条 第 38 条その他本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降の法令等の変更により義務事業又は附帯事業について運営権者に増加費用又は損害が生じたときは、運営権者が当該増加費用又は損害を負担するものとする。但し、法令等の変更のうち特定条例

等変更により（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定条例等変更が行われた場合を除く。）、運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、市と運営権者は、当該増加費用又は損害にかかる負担について協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令等の変更によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

【論点】特定法令変更・特定条例変更の取扱い

特定法令変更、特定条例変更が発生した場合の取扱いが論点となる。

具体的には、上記変更により運営権者に生じた損害をいずれが負担するか論点となる。

特に特定法令変更の場合、管理者である自治体は法令変更権限が無いため、自らがコントロールできない特定法令変更によるリスクを自治体が負担できるかが問題となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

特定条例変更の場合には、自治体が費用負担をする取扱いでよいか内部検討を要する。

さらに特定法令変更の場合に、不可抗力的な取扱い（痛み分け）とするか、それとも自治体が費用負担をするかについて検討が必要となる。

（不可抗力の発生）

第 53 条 本契約で別途定める場合を除き、本契約締結日以降、不可抗力により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合、運営権者は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに市に対し通知するとともに、BCP に従い初期対応をしなければならない。

- 2 前項の場合において、市が本事業の継続のために必要と判断した場合、運営権者は市の指示に従う。
- 3 第 1 項の場合において、市は運営権者に対し、不可抗力による本事業への影響を調査するため、必要な資料の提出を求めることができる。また、市は不可抗力により履行困難となった運営権者の本契約上の義務の履行を、必要な範囲及び期間において免責することができる。但し、運営権者及び市は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 第 1 項の通知があった場合又は市が自ら不可抗力が発生していると認識した場合、市及び運営権者は、協議の上、運営権設定対象施設の復旧スケジュールや公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に基づく国庫負担の申請等、本事業の復旧に向けて必要となる事業継続措置とその後の役割分担を定め、それぞれ当該事業継続措置に従うものとする。

（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

第 54 条 不可抗力により義務事業又は附帯事業について運営権者又は市に増加費用又は損害が生じるときは、本契約に別段の定めがある場合を除き、市及び運営権者は、当該不可抗

力に対応するために速やかに本契約及び要求水準並びにこれらに基づく履行義務の内容の変更及び増加費用等の負担について協議しなければならない。なお、この場合の増加費用等の負担は、下記の負担割合によるものとする。

(1) 暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項（但し、同項第4号及び第5号を除く。）に定める災害復旧事業の適用除外規定を準用の上、当該不可抗力に起因する損害の回復を図る工事等が当該適用除外規定の対象外となるものである場合は、市の負担とする。

イ 上記ア以外の暴動、戦争等の人的災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

(2) 地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力による増加費用等の負担

ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第2項に定める災害復旧事業となり、かつ、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項に定める適用除外の対象外となるものである場合は、市の負担とする。なお、本アにおいて地震による災害とは、社会通念上認められる範囲のものをいう。また、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による災害とは、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3（一）から（六）までの規定によるものとする。但し、「時間雨量等が特に大である場合」とは、損害等が発生した場所から最も近接した位置に設置された市が管理する気象観測局における時間雨量が20mm程度以上とする。

イ 上記ア以外の地震、暴風、豪雨等の自然災害に係る不可抗力の場合は、運営権者の負担とする。

2 前項の協議にかかわらず、不可抗力が生じた日から60日以内に本契約等の変更及び増加費用等の負担についての合意が成立しない場合、市が不可抗力に対する対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い本事業を継続する。なお、この場合の増加費用等の負担は、前項各号の負担割合によるものとする。

3 前各項の規定にかかわらず、不可抗力によって任意事業について運営権者に増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害は全て運営権者の負担とする。

（損害賠償責任）

第55条 本契約に別段の定めがある場合を除き、市又は運営権者が本契約に定める義務に違反した（以下本条において、この場合における当該市又は運営権者を「違反当事者」という。）ことにより相手方当事者に損害が発生したときは、相手方当事者は違反当事者に対し損害賠償を請求することができる。

（第三者に及ぼした損害）

第56条 運営権者は、運営権者が本事業実施に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちにその状況を市に報告しなければならない。

2 前項の損害が運営権者の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、運営権者

は、当該第三者に対し賠償すべき損害を賠償しなければならない。

- 3 第1項の損害が①市の責めに帰すべき事由により生じたものである場合又は②要求水準に従って本事業を行っても避けることが出来ないものである場合は、市がその損害を賠償しなければならない。
- 4 本事業実施に関し第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び運営権者が協力してその処理解決にあたるものとする。

第10章 適正な業務の確保

【論点】モニタリングの制度設計

モニタリングをどのように設計するか論点となる。具体的には、自治体及び運営権者以外の第三者によるモニタリングを導入するか、モニタリング結果を受けた是正措置をどうするかが問題となる。

A 市の事業の場合は、セルフモニタリング⇒市モニタリング⇒第三者モニタリング、という三段階のモニタリングとし、モニタリング是正措置としてペナルティポイント制を導入した。

また、モニタリング結果の公表の有無について整理する必要がある。西遠では、モニタリング基本計画の中で、市モニタリングの公表を定めている。

(検討に必要な情報や準備作業等)

運営事業開始後、運営権者から徴収する報告等をふまえ、第三者によるモニタリングの要否を検討する。

自治体の情報公開の規定等を参照し、自治体によるモニタリング結果の公表措置の可否も検討が必要となる。

なお、客観的・公平なモニタリング体制は、事業者の参画意欲を促し、また、市民に開かれた下水道に資するため、基本的には第三者によるモニタリング及び自治体によるモニタリングの結果を公表することが望ましいと考えられる。

(運営権者によるセルフモニタリング)

第57条 運営権者は、本事業期間中、法令等及び要求水準によって実施が義務付けられている事項について下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）並びに提案書類において提案したセルフモニタリング方法に基づき点検等を行い、その結果を適切に保存するとともに、市からの提出要請があった場合には速やかに提出する。

- 2 運営権者は、本事業期間中、提案書類において提案したサービスに関する事項及びその他提案書類において提案した事項についてセルフモニタリングを実施し、その方法及び結果について、市に対して、自らが提案書類において提案した方法又は市の求めに応じて隨時、報告書を作成してこれを提出する。
- 3 運営権者は、前二項のセルフモニタリングの方法及び結果のうち、自らが提案書類において提案した公表事項については、運営権者のホームページ上で公表し、本事業期間中、公表を維持しなければならない。
- 4 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(市及び第三者によるモニタリング)

第 58 条 市は、本事業期間中、運営権者が PFI 法、下水道法その他の法令等及び要求水準（モニタリング基本計画に規定された事項を含むが、これらに限られない。）を満たす方法により本事業を実施しているか否かについて、モニタリング基本計画及び提案書類に従ってモニタリングを実施する。

2 前項に定める市によるモニタリングに加えて、本事業期間中、運営権者の要求水準の達成状況や経営状況等について、専門的知見を持つ第三者機関を活用したモニタリングも実施されるものとする。

3 本条に関するその他の詳細については、モニタリング基本計画に従うものとする。

(要求水準違反違約金)

第 59 条 第 57 条及び第 58 条に基づくモニタリングの結果、本事業について要求水準を充足していない事項が存在することが判明した場合、市は、モニタリング基本計画の定めるところに従って、運営権者に対して要求水準違反違約金の支払いを求めることができる。この場合において、市は、第 47 条第 2 項に基づき收受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの要求水準違反違約金の支払に充当することができる。

(運営権の行使の停止)

第 60 条 市は、PFI 法第 29 条第 1 項に定める事由が生じたと判断したとき（要求水準が達成されていないことが判明した場合において、運営権者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難であると市が判断したときを含むが、これに限られない。）は、同法第 29 条第 2 項に基づく聴聞を行った上で、同条第 1 項に基づき、市の判断で、必要な期間、必要な範囲において運営権の行使の停止を命ずることができる。この場合、市は、当該停止した義務事業及び附帯事業を自ら行うことができ、また、運営権者に対して市による当該事業の実施について協力（運営権者が所有する資産についての市による一時的使用、締結している契約についての市による一時的承継その他の協力を含むがこれらに限られない。）を要請することができ、運営権者はこれに協力しなければならない。

2 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、運営権者は、運営権の行使が停止された期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。

3 第 1 項に基づき運営権の行使が停止された場合、市は、PFI 法第 27 条第 1 項に基づきこれを登録するとともに、当該停止が同法第 29 条第 1 項第 2 号に規定する事由によるときは、運営権の行使が停止された期間に係る受領済みの運営権対価前払金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払う。また、市は、運営権者に対して、同法第 30 条第 1 項に基づいて通常生ずべき損失（運営権者の責めに帰すべき事由によって発生した損失等を除く。）を補償する責任を負う。

(BCP の作成等)

第 61 条 運営権者は、本事業開始予定日の 30 日前までに、要求水準書、募集要項等及び提案書類に基づき、運営権設定対象施設にかかる BCP を作成し、市の確認を得なければならぬ。BCP について変更が必要となった場合も同様とする。

- 2 前項に規定する BCP の様式、記載事項等については、市が別途指定する。
- 3 運営権者は、災害、事故などにより運営権設定対象施設に故障等が発生した場合においても部分的な機能停止に留まるよう、緊急時における対応方法及び体制並びに早期に復旧可能な体制を構築しなければならない。
- 4 運営権者は、災害、事故等の緊急時には BCP に従い対応するものとし、対応中及び対応後に報告書等を作成し、市に報告しなければならない。

(その他必要な措置)

第 62 条 市は、PFI 法第 28 条に基づき、運営権者による本事業の適正を期するため、運営権者に対して、本事業の業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実施について調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の市の調査又は指示に従うことにより運営権者に費用が発生する場合、かかる費用は運営権者の負担とする。

第 11 章 誓約事項

(運営権者による誓約事項)

第 63 条 運営権者は、運営権者についての次の各号の書面の記載内容が変更された場合、変更後の書面（但し、定款については原本証明付写しとする。）を、当該変更から 10 日以内に市に対して提出する。

- (1) 定款
 - (2) 商業登記簿謄本
 - (3) 代表印の印鑑証明書
 - (4) 株主名簿
- 2 運営権者は、本事業期間中、法令等及び本契約の各規定を遵守する他、次の各号の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 運営権者は、会社法に基づき適式、有効かつ適法に設立され、存続する株式会社であり、本店所在地が A 市内であること。
 - (2) 運営権者は、新たに本議決権株式、当該株式に転換若しくは交換され得る有価証券又は当該株式を受領する権利を表象する有価証券（以下、本号において「本議決権株式等」という。）を株主総会又は取締役会の決議により発行しようとする場合には、会社法の規定に従うほか、その内容について市の事前の承認を受ける必要があること。但し、本議決権株式等を本議決権株主のみに対して割り当てて新規発行する場合は、市の事前の承認を要しない。
 - (3) 運営権者は、第 65 条第 1 項の規定に従い、本議決権株主の異動等について市に

報告すること。

- (4) 運営権者の定款に、運営権者が発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。
 - (5) 運営権者の定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役及び会計監査人を設置する規定があること。
 - (6) 運営権者の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。
 - (7) 前各号の他、提案書類において運営権者の義務事項として提案した事項を充足していること。
- 3 運営権者は、本事業期間中、市の事前の承諾を得ることなく、合併、株式交換、株式移転、会社分割、事業譲渡、組織変更その他会社の基礎の変更を行ってはならない。
- 4 運営権者は、本事業期間中、株主総会及び取締役会が開催された場合、それぞれの議事録及び議事録要旨を、当該開催後30日以内に市に提出する。

(運営権等の処分)

- 第64条 運営権者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、その他本契約上の地位及び本事業について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位並びにこれらの契約に基づく運営権者の権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分（以下、本条及び次条において「処分」という。）を行ってはならない。
- 2 前項の定めにかかわらず、運営権者は、PFI法第26条第2項に基づく市の許可をあらかじめ得た場合には、運営権を移転することができる。この場合、市は、議会の議決を経て当該許可を行うものとし、また、以下の内容を含む許可の条件を付すことができる。
- (1) 謙受人が、本事業における運営権者の本契約上の地位を承継し、本契約に拘束されることについて、市に対して承諾書を提出すること。
 - (2) 謙受人が、運営権者が所有し、本事業の実施に必要な一切の資産及び契約上の地位の譲渡を受けること。
 - (3) 謙受人のすべての株主が、市に対して株主誓約書と同様の内容の誓約書を提出すること。
- 3 第1項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために運営権に対して担保権を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承諾を拒否しない。但し、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第97条に基づく協定書が市と金融機関等の間で市の合理的に満足する内容で締結されていることを、承諾の条件とする。
- 4 第1項の定めにかかわらず、運営権者が本事業の実施に要する資金を調達するために金融機関等から借入を行う場合であって、当該借入のために本契約その他市と運営権者の間の契約に基づく運営権者の債権又は契約上の地位に対して担保権（契約上の地位の譲渡にかかる予約完結権を含む。以下本項において同じ。）を設定する場合、市は合理的な理由なくこれに対する承認を拒否しない。但し、当該借入及び担保権設定に関する契約書の写しが市に提出されること、及び第97条に基づく協定書が市と金融機関等の間

で市の合理的に満足する内容で締結されていること（相殺を含む市の抗弁権が当該担保権の設定及び実行の前後とを問わず、担保権者に対抗できることを含む。）を承認の条件とする。

（本議決権株主の異動等）

第 65 条 運営権者は、本議決権株主に異動等があり、株主名簿の記載内容が変更された場合、直ちに市に対して最新の株主名簿の原本証明付写しを提出し、市の求めに応じてその他株主に関する情報を提供する。

- 2 運営権者は、本議決権株主が以下の各号に定める事由に該当することが判明したときは、その旨を市に対して速やかに通知しなければならない。この場合において、運営権者は、当該本議決権株主にかかる当該事由を解消させ又は当該事由に該当しない他の本議決権株主に対しその保有株式を処分させる等して、速やかにかかる状態を解消しなければならない。
 - (1) PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当すること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがされていること又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていること。
 - (3) 株主誓約書に違反して、市の承認を得ることなく本議決権株式について処分を行ったこと。

第 12 章 契約の期間及び期間満了に伴う措置

第 1 節 本契約の期間

（契約の有効期間）

第 66 条 本契約は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約締結日を始期とし、次条に定める本事業終了日まで効力を有する。

（事業期間）

第 67 条 運営権者は、本事業開始日を始期とし、運営権設定日から 20 年を経過する日が属する事業年度の末日（又は本契約に基づき期間が変更された場合は当該変更後の日）を本事業終了日とする期間中、本事業を実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に定める場合、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、市と運営権者が協議により第 4 項の規定の範囲内で両者が合意した日まで本事業期間を延長することができる（かかる期間延長を「合意延長」という。）。なお、合意延長の実施回数は 1 回に限られない。
 - (1) 不可抗力の発生により、本事業が中断又は遅延した場合
 - (2) 市側の事由による義務事業若しくは附帯事業の内容の変更により、本事業が中断

- 又は遅延した場合
- (3) 運営権設定対象施設の存在自体に対する近隣住民の反対運動や訴訟等により、事業
本事業が中断又は遅延した場合
- 3 前項に基づき合意延長が行われた場合、市及び運営権者は、改築に係る業務に関して
本契約、改築計画、改築実施基本協定及び年度実施協定の変更について誠実に協議を行
う。
- 4 本事業期間（第2項により合意延長された場合は、合意延長後の本事業期間）は、い
かなる理由によっても運営権設定日から●年【契約期間に合意延長期間を加えた年数】を
経過する日が属する事業年度の末日を超えることはできない。
- 5 本事業終了日をもって附帯事業及び任意事業も終了するものとし、当該時点をもって
運営権の存続期間の終期となり、運営権は消滅する。

【論点】事業期間の定め方

事業期間を何年と設定するか論点となる。考慮要素としては、処理場の再構築や管路施設に係る更新投
資の増大等が挙げられる。

また、不可抗力等一定の事象が生じた場合に、運営権者が計画通りの収益を上げられない場合へのリスク
対応措置の一つとして合意延長を設けるか否か、設ける場合には合意延長の期間をどの程度とするかも検
討が必要となる。

（検討に必要な情報や準備作業等）

更新投資の試算を実施し、運営権者に過度な負担がかからない事業期間を検討する必要がある。

その他、下水道事業への影響が大きいイベント（処理区再編成や汚泥の集合処理化等）の有無を精査
し、事業期間の設定にあたって当該イベントをどの程度考慮するか確認する必要がある。

第2節 期間満了による本事業終了手続

（事業引継）

第68条 本事業終了日までに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継が
れるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。

- (1) 運営権者は、本事業終了日前180日から90日の間に、運営権設定対象施設
について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確
認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。
- (2) 運営権者は、本事業終了日180日前までに、引継事項を記載した文書の暫定版
を、本事業終了日までに最終版を市に提出しなければならない。

- (3) 運営権者は、運営権者の従業員について、市の指定する者が転籍での受け入れを希望する場合には、市の指定する日までに、従業員の意向確認等について必要かつ可能な協力をし、転籍を希望する全従業員の記録を市の指定する者に送付しなければならない。
- (4) 運営権者は、運営権者が締結している契約及び維持している許認可等について市又は市の指定する者が承継を希望する場合には、市の指定する日までに、契約相手方の意向確認又は許認可等の継続等について必要かつ可能な協力をし、承継を希望する契約又は許認可等に関する資料を市又は市の指定する者に送付しなければならない。
- (5) 運営権者は、市又は市の指定する者が本事業を引き継ぐまでに、市又は市の指定する者によって行われる、運営権設定対象施設が要求水準書を満たしていることの確認等の評価に協力しなければならない。
- (6) 運営権者は、市の指定する日までに、運営権設定対象施設に関して運営権者が有する財務及び運営、技術（知的財産を含む第三者の使用許可が不要なライセンスや運営権設定対象施設の運営に必要なマニュアル等を含む。）に関するすべての最新文書を市又は市の指定する者に電子媒体（市又は市の指定する者が必要とする場合にはハードコピーも含む。）で送付しなければならない。

（本契約終了による資産の取扱い）

第 69 条 運営権者は、本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日に、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引渡し、本事業用地を市に明け渡さなければならない。

2 本事業期間が終了した場合、市は、前項に基づき引渡しを受けた運営権設定対象施設に関して、運営権者が支払を行った改築に係る業務（但し、第 42 条第 6 項又は第 43 条第 7 項の適用を受ける補助金対象外改築業務を除く。）について、当該業務に要する費用の 10 分の●【運営権者が利用料金で負担する割合】相当額のうち、運営権者が市に代わって支払っていた、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする（以下、当該支払額を「事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額」という。）。

【論点】未償却残高の取扱い

運営権者が期間中に行った改築更新のうち、期間終了後も効果が継続する投資について、未償却残高として運営権者に返還するか論点となる。

更新投資の効果は、契約がどのように終了しても（運営権者帰責事由で解除されても）継続するため、原則としては返還されるものと理解される。

（検討に必要な情報や準備作業等）

未償却残高がどの程度の水準になるのかを試算し、当該金額をあらかじめ債務負担行為として設定することが可能か、市財務部局と協議することが必要となる。

その上で、債務負担行為を取るために必要な項目を整理し、これをスキーム・契約書案に反映していくこと

が求められる。

- 3 本事業期間が終了した場合、市は、第42条第6項又は第43条第7項の適用を受ける補助金対象外改築業務について、当該業務に要する費用の10分の●【運営権者が利用料金で負担する割合】相当額のうち、本事業終了日の翌日以降に係る減価償却費及び残存価額に相当する金銭を、完了確認の上で運営権者に対して支払うものとする。
- 4 運営権者は、本事業終了日において本事業の実施のために運営権者が本事業用地及び運営権設定対象施設内において保有する資産は、すべて運営権者の責任において相当の期間内に本事業用地から撤去しなければならない。但し、市又は市の指定する者が必要と認めた場合には、運営権者は、市又は市の指定する者と協議のうえ、当該資産を市又は市の指定する者に売却しなければならない。この場合における売却価格は、市又は市の指定する第三者の指名する評価専門家（本事業期間の終了後に本事業を実施する者を新たに公募する場合は、市の指定する評価専門家とする。）及び運営権者の指名する評価専門家並びにこの両名が同意する第三の評価専門家の協議により合意した時価算定方法をもとに決定する等、公正な手続により算定されるものとするが、売却される資産の額が少額である場合には、簡便な方法により算定されるものとする。
- 5 前項の場合において、運営権者が正当な理由なく、本事業終了日から相当の期間内に本事業用地を明け渡すための措置を行わないときは、市は、運営権者に代わり当該措置を行うことができ、これに要した費用を運営権者に求償することができる。この場合、運営権者は、市の処分について異議を申し出ることができない。
- 6 第2項に基づく事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額の支払い、第3項に基づく支払及び第4項に基づき資産の買取りが行われる場合の買取対価の支払いは、本事業終了日から6ヶ月を経過した日以降速やかに（運営権者が自らの負担する瑕疵担保責任の履行を担保するために合理的な保全措置が採られていることを示して市又は市の指定する者に対して当該支払いを求めた場合において、当該支払いを行う者がこれを適切と認めた場合には、本事業終了日から速やかに）行うものとする。但し、当該支払日の到来より前に、市又は市の指定する者が第71条に定める瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求を行った場合、市又は市の指定する者は、当該支払いにかかる債務と当該損害賠償請求にかかる債権を法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。この場合、市又は市の指定する者は、当該相殺が実行され、又は当該損害賠償請求にかかる債権が弁済されるまでの間、当該支払いを拒むことができる。

（原状回復費用等）

第70条 運営権者は、第68条第1号に基づく機能確認の結果、運営権設定対象施設について要求水準書に定める項目を満たさない事項が存在する場合には、市に対し、要求水準を充足させるために必要となる費用等を、前条第2項に基づき市が運営権者に対して支払う事業期間終了以降に係る減価償却費等相当額及び前条第3項に基づく支払額から控除する方法により支払う。

(瑕疵担保責任)

第 71 条 市又は市の指定する者は、第 69 条第 1 項の規定により引き渡された運営権設定対象施設又は同条第 3 項に基づき譲渡された資産に隠れたる瑕疵（なお、経年劣化は瑕疵に該当しない。以下本条において同じ。）があるときは、本事業終了日から 6 ヶ月以内に限り、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、又は修補に代えて若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

【論点】終了時の瑕疵担保責任

事業期間終了時の瑕疵担保責任の内容を、開始時に市が負担する瑕疵担保責任の内容と同じとするか論点となる。

A 市の事業の場合、瑕疵担保期間は同一（6 ヶ月）としたが、情報の瑕疵については、A 市は C 県より移管を受けて 2 年程度しか管理していない A 市と、20 年間にわたり管理できる運営権者では把握する施設情報の質や正確さに違いがあること、及び、運営期間中の義務として運営権者は施設情報の管理も求められていることから、終了時の瑕疵担保では免責していない。

(検討に必要な情報や準備作業等)

終了時の議論のため、検討に必要な情報や準備作業は想定されない。

上記論点における帰結をどうするか、内部で検討が必要となる。

第 13 章 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置

第 1 節 解除又は終了事由

(運営権者の事由による本契約の解除)

第 72 条 市は、次の各号の事由が発生したときは、催告することなく本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者の責めに帰すべき事由により本契約の履行が不能となったとき。
- (2) 運営権者が、破産、会社更生、民事再生、若しくは特別清算の手続又はこれらに類似する手続について運営権者の株主総会又は取締役会でその申立てを決議した

- とき又は第三者（運営権者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) 運営権者について手形取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置がなされたとき。
- (4) 運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業開始日が本事業開始予定日より3ヶ月以上遅延することが明らかとなったとき。
- (5) 正当な理由なく、運営権者が本事業を放棄したと認められるとき。
- (6) 運営権者について、本事業の実施に必要となる許認可等が終了又は取り消され、かつ、相当期間内にこれを復させることが困難であって、その結果、本事業の継続が困難となったとき。
- (7) 運営権者が、PFI法第29条第1項第1号イ乃至トのいずれかに該当する場合であって、行政手続法第13条第2項に該当し又は同条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で、運営権が取り消されたとき。
- (8) 運営権者が適用ある法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (9) モニタリング基本計画に定める場合。
- (10) 第65条第2項に定める状態が解消されなかったとき。
- (11) 基本協定書の当事者が、基本協定書第7条第5項各号のいずれかに該当したとき。
- (12) 運営権者の役員のうちに次のいずれかに該当する者があることが判明したとき。
運営権者の親会社等（PFI法第9条第4号に規定する親会社等をいう。以下本項において同じ。）の役員についても同様とする。
- ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令等上これらと同様に取り扱われている者
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令等上これと同様に取り扱われている者
 - ③ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令等による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
 - ④ 暴力団員等及びその他の関係者に該当する者
 - ⑤ PFI法に基づく公共施設等運営権を取り消された者の役員であった者で、その取消しの日前30日以内に当該取り消された者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ⑥ 事業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者
- (13) 運営権者が以下のいずれかに該当することが判明したとき。運営権者の親会社等についても同様とする。
- ① 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下本号において「暴力団員等」という。）であると

認められるとき。

- ② 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 市は、次の各号の事由が発生したときは、運営権者に対して当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告し、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、解除事由を記載した書面を送付することにより、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 運営権者が本契約上の誓約事項又は表明保証事項に違反したとき。
- (2) 運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき。
- (3) 運営権者が法令等に違反したとき。
- (4) 運営権者が運営権対価を支払うべき期日を過ぎても支払わないとき。

(本事業開始日前のその他事由による解除)

第 73 条 市又は運営権者は、市又は運営権者のいずれの責めにも帰すべきでない事由（不可抗力の場合を除く。）により、本事業開始日が本事業開始予定日より 6 ヶ月以上遅延することが明らかとなつた場合、催告することなく本契約を解除することができる。

(市の任意による解除)

第 74 条 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、6 ヶ月以上前に運営権者に対して通知することにより、本契約を解除することができる。

(市の事由による本契約の解除又は終了)

第 75 条 市の責めに帰すべき事由により、市が本契約上の市の重大な義務に違反し、運営権者から 60 日以上の当該不履行を是正するのに必要な合理的期間を設けて催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該不履行が是正されない場合、又は市の責めに帰すべき事由により本契約に基づく運営権者の重要な義務の履行が不能になった場合は、運営権者は、市に対し、解除事由を記載した書面を送付することにより、本契約を解除することができる。

2 市がすべての運営権設定対象施設の所有権を有しなくなった場合（不可抗力により滅失した場合を除く。）は、PFI 法第 29 条第 4 項に基づき、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

(不可抗力による本契約の終了又は解除)

第 76 条 運営権設定対象施設が不可抗力により滅失した場合、運営権は消滅し、本契約は当然に終了する。

- 2 第 53 条第 4 項に基づき不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は本契約を解除する。

(特定法令等変更又は特定条例等変更による本契約の解除)

第 77 条 本事業期間中に発生した特定法令等変更又は特定条例等変更（運営権者の責めに帰すべき事由により当該特定法令等変更又は特定条例等変更が行われた場合を除く。）により、本事業の継続が不可能となったときは、市又は運営権者は、本契約を解除することができる。

(合意解除)

第 78 条 市及び運営権者は、合意により本契約を終了させることができる。この場合、本契約に別途定めるほか、解除の効果については市及び運営権者の合意により決定する。

第 2 節 解除又は終了の効果（全事由共通）

(本事業開始日前の解除又は終了の効果)

第 79 条 本事業開始日前に、第 72 条乃至第 78 条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第 68 条乃至第 71 条の規定は適用しない。但し、当該解除又は終了時点までに第 9 条第 1 項に基づき義務事業の承継等を実施していた場合には、承継等に際して交付された資産又は資料の返還等の必要な措置を行うものとする。この場合、当該承継等及び措置に要した費用は各自これを負担する。

(本事業開始日後の解除又は終了の効果)

第 80 条 本事業開始日後に、第 72 条乃至第 78 条に基づき本契約が解除又は終了した場合、第 68 条乃至第 71 条の規定につき、「本事業終了日」を「本契約の解除又は終了日」に適宜読み替えて適用する。但し、以下の各号に記載されている規定については、各号の規定に従う。

- (1) 第 68 条柱書については、以下のように読み替える。

「本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権者は、市又は市の指定する者に本事業が円滑に引き継がれるよう、以下の内容を含む事業引継をしなければならない。」

- (2) 第 68 条第 1 号については、以下のように読み替える。

「(1) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、運営権設定対象施設について機能確認を行うとともに、要求水準書の定めるところに従い、施設機能確

認報告書の提出及び技術指導を行わなければならない。」

- (3) 第 68 条第 2 号については、以下のように読み替える。

「(2) 運営権者は、本契約の解除又は終了日以降速やかに、引継事項を記載した文書を市に提出しなければならない。」

- 2 前項の規定に加え、本事業開始日後に、第 72 条乃至第 78 条に基づき本契約が解除又は終了した場合であって、当該解除又は終了日において、市への引渡しが完了していない改築に係る業務の工事目的物につき出来形部分がある場合、市は、当該出来形部分を検査の上買い取るものとする。この場合の出来形部分の買取額は、当該出来形部分の価格相当額から当該出来形部分に係る改築に係る業務に関し市が支払済の費用（もしあれば）を減じた額とし、この場合の出来形部分の買取額の支払いについては、前項によって読み替える第 69 条第 6 項の規定を適用する。
- 3 第 1 項の場合において、運営権者は、市又は市の指定する者による本事業の実施に協力するため、本契約が解除又は終了した後合理的に必要な期間、市又は市の指定する者の行う本事業にかかる業務について合理的な範囲で協力をを行うものとする。
- 4 第 1 項の場合において、運営権者は、本契約の解除又は終了日以降の期間にかかる利用料金を收受することはできない。運営権者は、利用料金收受代行業務委託契約の終了に伴い、市が收受した利用料金について、市と協議のうえ清算を行う。

第 3 節 解除又は終了の効果（運営権者の事由による解除又は終了）

(契約解除違約金等－運営権者事由解除又は終了)

第 81 条 第 72 条各項又は第 75 条第 2 項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）の規定により本契約が解除され、又は終了した場合、運営権者は、市に対して市の指定する期限までに次項に定める契約解除違約金その他の金員を一括で支払わなければならない。この場合において、市は、第 47 条第 2 項に基づき收受し、保管している利用料金相当額を、運営権者からの契約解除違約金の支払に充当することができる。

- 2 前項に定める契約解除違約金の額は金●億円【違約金の額を記入】とし、運営権者は、当該本契約の解除又は終了に起因して市が被った損害額が契約解除違約金の額を上回るときは、その差額を、市の請求に基づき支払わなければならない。但し、市の責めに帰すべき事由により運営権者に生じた損害がある場合には、当該運営権者の損害相当額を、当該市が被った損害額（但し、当該市が被った損害額が契約解除違約金の額以下である場合には契約解除違約金の額）から控除する。
- 3 第 1 項の場合、運営権者は、本契約の解除又は終了後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価分割金を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に支払うものとするが、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金の返還義務を負わない。

(運営権取消等－運営権者事由解除)

第 82 条 第 72 条各項の規定により本契約が解除された場合、PFI 法第 29 条第 1 項第 1 号ホに

定める重大な違反があったものとして、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、市はPFI法第29条第1項第1号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合に限る。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

第4節 解除又は終了の効果（市の事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

（運営権取消等及び損失の補償－市事由又は双方無責の事由による解除又は終了）

第83条 第73条、第74条又は第75条第1項により本契約が解除された場合、市は、行政手続法第13条第1項第1号に基づく聴聞手続を執った上で（同条第2項に該当するときは直ちに）、PFI法第29条第1項第2号に基づいて運営権を取り消し、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第75条第2項（運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合（第73条により本契約が解除された場合を除く。また、第75条第2項による本契約の終了については、運営権者の責めに帰すべき事由による場合を除く。）、市は、運営権者に対して、運営権者に発生した損失を補償する。但し、運営権者の責めに帰すべき事由により市に生じた損害がある場合には、当該損害相当額を市の支払額から控除する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第5節 解除又は終了の効果（特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

（運営権取消等及び損失の負担－特定法令等変更又は特定条例等変更による解除）

第84条 第77条により本契約が解除された場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。

- 2 前項の場合のうち、特定法令等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損失については、自ら負担するものとする。また、前項の場合のうち、特定条例等変更により本事業の継続が不可能となった場合には、運営権者に生じた損失に係る負担については、市と運営権者で協議する。
- 3 第1項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を市及び運営権者が別途合意する期限までに運営権者に対し支払う。

第6節 解除又は終了の効果（不可抗力による解除又は終了）

(運営権放棄・取消等及び損害の負担一不可抗力解除)

第 85 条 第 76 条第 1 項により本契約が終了した場合には、市及び運営権者は、遅滞なく運営権の抹消登録を行う。また、第 76 条第 2 項により本契約が解除された場合、市は自らの判断により、運営権者に対して、運営権を放棄させる又は市の指定する者に無償で譲渡させることができ、運営権者は市の指示に従うものとする。

- 2 市及び運営権者のいずれも、自らに生じた損害については、自ら負担するものとする。
- 3 第 1 項の場合、運営権者は、本契約の解除後の期間に係る運営権対価分割金の支払義務を負わず、市は、当該期間に係る受領済の運営権対価前払金及び運営権対価分割金相当額を速やかに運営権者に対して支払う。

第 14 章 知的財産権

(著作権の帰属等)

第 86 条 市が、本事業の募集段階又は本契約に基づき、運営権者に対して提供した情報、書類及び図面等（市が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、市に帰属する。

(著作権の利用等)

第 87 条 市は、成果物について、市の裁量により無償で利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

- 2 市の指定する者に対して運営権設定対象施設について新たに運営権が設定される場合及び市の指定する者が運営権者の所有する資産を買い取る場合、前項の利用の権利及び権限は、本契約終了後、市の指定する者も有するものとする。
- 3 成果物及び運営権設定対象施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（次条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。
- 4 運営権者は、市（第 2 項における市の指定する者を含む。）が成果物及び運営権設定対象施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようになればならず、自ら又は著作者（運営権者を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は運営権設定対象施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は市が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に利用させること。
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - (3) 必要な範囲で、市又は市が委託する第三者をして、成果物について、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (4) 運営権設定対象施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。
 - (5) 本契約終了後、運営権設定対象施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

5 運営権者は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。但し、本契約で別途定める場合及びあらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りではない。

- (1) 成果物及び運営権設定対象施設の内容を公表すること。
- (2) 運営権設定対象施設に著作者の実名又は変名を表示すること。
- (3) 成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(著作権等の譲渡禁止)

第 88 条 運営権者は、自ら又は著作権者をして、成果物及び運営権設定対象施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。但し、事前に市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(第三者の有する著作権の侵害防止)

第 89 条 運営権者は、成果物及び運営権設定対象施設（運営権者が改築を行った部分に限る。以下本条において同じ。）が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを市に對して保証する。

2 運営権者は、成果物又は運営権設定対象施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。なお、本項は本契約の終了後も存続するものとする。

(第三者の知的財産権等の侵害)

第 90 条 運営権者は、本契約の履行にあたり、前条のほか、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権及びその他の知的財産権（以下、本条において「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに運営権者が市に対して提供する成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを市に対して保証する。

2 運営権者が本契約の履行にあたり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は運営権者が市に対して提供するいざれかの成果物の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、運営権者は、運営権者の責めに帰すべき事由の有無の如何にかかわらず、当該侵害に起因して市又は市の指定する者に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、市又は市の指定する者に対して補償及び賠償し、又はこれらの者が指示する必要な措置を行う。但し、運営権者の当該侵害が、市の特に指定する方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。なお、本項は、本契約の終了後も存続するものとする。

(知的財産権)

第 91 条 運営権者は、特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、市が当該技術等の使用を指定した場合であって運営権者が当該知的財産権の存在を知らなかつたときは、市は、運

當權者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第 15 章 その他

(協議会の設置)

第 92 条 市及び運営権者は、本事業の実施に関し市及び運営権者の間で発生する紛争及び意見の調整を目的として、●●●●協議会【協議会の名称を記入】を設置する。

2 前項に基づき設置される協議会は、市と運営権者が合意する学識経験者●名、市の代表者 1 名及び運営権者の代表者 1 名の計●名で構成されるものとし、当該協議会の運用に係る手続は、市及び運営権者が協議により定めるものとする。

【論点】協議会の設置

A 市の事業の場合、料金設定割合の改定をはじめとして協議による対応が多く設けられたことから、協議がまとまらず紛争が発生した場合に備え、協議会を設けることとした。

当該協議会は紛争調整機能を付与されるが、当事者は協議会の決定に従う義務はないとされている。

(検討に必要な情報や準備作業等)

スキーム全体をふまえ、当事者間の協議（話し合い）で決定すべき事項を整理し、当該協議が成立しない場合に事業継続に支障が生じるおそれがある場合には、西遠のような協議会の設置の要否を検討することとなる。

その場合、協議会の構成員をどうするか検討が必要となる。

(公租公課)

第 93 条 本契約に関連して生じる公租公課は、すべて運営権者の負担とする。市は、改築に係る業務に関して運営権者に対して支払う対価については、その時点で適用のある消費税相当額（消費税（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に定める税をいう。）及び地方消費税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 2 章第 3 節に定める税をいう。）相当額をいう。）を付して支払うほか、本契約に関連するすべての公租公課について本契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。

(個人情報の保護)

第 94 条 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならず、本事業期間が終了した後においても同様とする。

2 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、法令等の規定に従うほか、市の指示を受けて適正に取り扱うものとする。

3 運営権者は、本事業の実施に当たり、個人情報を収集するときは、本契約の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4 運営権者は、本事業の実施に当たり、収集、作成した個人情報を、市の指示又は承諾

を得ることなしに本契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- 5 運営権者は、市が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。
- 6 運営権者は、市が承諾した場合を除き、本事業の実施に当たり、市から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7 運営権者は、個人情報の取扱いの状況について市が随時の調査を実施する場合には協力しなければならない。
- 8 前項の調査の結果、市は、個人情報の取扱いが不適正と認められるときは、必要な勧告を行うことができる。
- 9 運営権者は、本事業の実施に当たり、市から提供を受け、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、本事業期間が終了した後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。但し、市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 10 運営権者は、本事業の遂行により知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、並びに本人からの開示の申出、苦情及び異議の申出への適切かつ迅速な対応その他個人情報の適正な管理の確保を図るために、A市個人情報保護条例（令和●年A市条例第●号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 11 前項の個人情報の取扱規程等を定めるにあたっては、運営権者は、市と協議するものとする。当該個人情報の取扱規程等を変更する場合も同様とする。
- 12 個人情報の開示に当たって、個人情報の記載された資料等の写しの交付をする場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を開示の申出者に求めるときは、その旨を第10項の取扱規程等に定めなければならない。

（検討に必要な情報や準備作業等）

市の個人情報管理規則等を整理し、契約条項に含めが必要となる。

（情報公開）

- 第95条 運営権者は、本事業の実施に当たり作成し、又は取得した文書等であって、運営権者が管理しているものの公開については、A市情報公開条例（令和●年A市条例第●号）の趣旨に沿った取扱規程等を作成し、公表するものとする。
- 2 情報の公開に当たって、文書等の写しの交付を行う場合で、当該写しの交付に要する費用の負担を公開の申出者に求めるときは、その旨を前項の取扱規程等に定めなければならない。

（秘密保持義務）

- 第96条 市及び運営権者は、相手方当事者の事前の承諾がない限り、本契約に関する情報（本事業を実施するうえで知り得た秘密を含むが、これに限られない。）を他の者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市及び運営権者は、以下の場合に限り、本契約に関する情報を開示することができる。但し、開示の方法について市が指示した場合には、当該指

示に従い開示する。

- (1) 特定の第三者に対して開示することが予定されている情報を当該第三者に対して開示する場合
 - (2) ①当該情報を知る必要のある市若しくは運営権者の従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家、又は②当該情報を知る必要のある者としてあらかじめ市と運営権者の間で合意された会社等若しくはそれらの従業員等若しくは弁護士、公認会計士、税理士等の専門家に対して、市及び運営権者と同一の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
 - (3) 本条の規定に違反することなく第三者に既に知られている情報を、当該第三者に対して開示する場合
 - (4) 既に公知の事実となっている情報を、第三者に対して開示する場合
 - (5) 法令等又は裁判所の命令により開示を求められた情報を開示する場合
- 3 前二項の規定は、市及び運営権者による本契約の完全な履行又は本契約の終了にかかわらず、有効に存続する。

(金融機関等との協議)

第 97 条 市は、必要と認めた場合には、本事業に関して、運営権者に融資等を行う金融機関等との間で協定書を締結する。市がかかる協定書を締結する場合には、次の各号に掲げる事項を定める。

- (1) 市が本契約に関して運営権者に損害賠償を請求し、又は本契約を終了させる際の金融機関等への事前通知及び金融機関等との協議に関する事項。
- (2) 本議決権株式の全部又は一部を、株主から第三者に対して譲渡させるに際しての金融機関等との間で行う事前協議に関する事項。
- (3) 金融機関等が運営権者への融資について期限の利益を喪失させ、又は担保権を実行するに際しての市との間で行う事前協議及び市に対する通知に関する事項。
- (4) 市による本契約の解除に伴う措置に関する事項。
- (5) 運営権者が保有する権利及び資産に金融機関等が担保を設定し、又は行使する際の市との間で行う事前協議に関する事項（第 2 号で定める事項を除く。）。

(兼業禁止)

第 98 条 運営権者は、本事業に係る業務以外の業務を行ってはならない。但し、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延利息)

第 99 条 市又は運営権者が、本契約に基づく支払いを遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払いが完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を相手方に支払わなければならない。これらの

場合の遅延利息の計算方法は、年 365 日の日割計算とする。

- 2 市は、本契約に基づいて生じた運営権者に対する債権及び債務を、法令等の範囲内において対当額で相殺することができる。

(管轄裁判所)

第 100 条 本契約に関連して発生したすべての紛争は、C 地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 101 条 本契約に定める請求、通知、報告、勧告、承諾及び契約終了告知並びに解除は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。なお、市及び運営権者は、当該請求等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

- 2 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 3 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して市と運営権者の間で用いる計算単位は、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるところによるものとする。
- 5 本契約の履行に関する期間の規定については、本契約、募集要項等、要求水準書又は提案書類に特別の規定がある場合を除き、民法及び会社法の定めるところによるものとする。
- 6 本契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈するものとする。

(疑義に関する協議)

第 102 条 本契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、市及び運営権者が誠実に協議して、これを定めるものとする。

(別紙は省略)